

# 料金表（東北エリア）

[高圧および特別高圧]

令和5年4月1日実施

オリックス株式会社

この料金表（以下「この料金表」といいます。）は、当社の電気需給約款[高圧及び特別高圧]（平成 30 年 11 月 1 日実施、以下「需給約款」といいます。）と一体になり、需給約款を補完するものです。この料金表で使用される各用語は、需給約款において定義された用語と同一の意義を有するものとします。

## I. 総則

### 1 適用

この料金表は、東北電力株式会社（以下、一般送配電事業者としての同社を「一般送配電事業者」といいます。）の供給区域である次の地域のお客さまに適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

### 2 定義

次の言葉は、この料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

#### (1) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

#### (2) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

#### (3) ピーク時間

夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。ただし、休日等の該当する時間を除きます。

#### (4) 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および休日等の該当する時間を除きます。

#### (5) 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

#### (6) 休日等

次の日をいいます。

日曜日 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 1 月 2 日 1 月 3 日 1 月 4 日 4 月 30 日 5 月 1 日 5 月 2 日 12 月 29 日 12 月 30 日 12 月 31 日

#### (7) 休日扱い日

土曜日および休日等をいいます。

#### (8) 平日

休日扱い日以外の日をいいます。

### 3 周波数

周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

### 4 燃料費調整

電力量料金については、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に燃料費調整単価を適用して算定するものとし、燃料費調整単価は、別表 1 記載の方法によるものとします。

## II. 業務用高圧電力

（業務用電力、業務用季節別時間帯別電力、業務用ウィークエンド電力）

### 1 料金

基本料金および電力量料金は、契約種別に応じ、次のとおりといたします。

#### (1) 業務用電力

##### イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
-----------------	--------------------

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

夏季 1 キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
----------------	--------------------

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| その他季 1キロワット時につき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
|-----------------|--------------------|
- (2) 業務用季節別時間帯別電力
- イ 基本料金  
基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。
- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 契約電力1キロワットにつき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
|---------------|--------------------|
- ロ 電力量料金  
電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。
- (イ) ピーク時間
- |            |                    |
|------------|--------------------|
| 1キロワット時につき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
|------------|--------------------|
- (ロ) 昼間時間  
昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 夏季 1キロワット時につき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
|---------------|--------------------|
- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| その他季 1キロワット時につき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
|-----------------|--------------------|
- (ハ) 夜間時間
- |            |                    |
|------------|--------------------|
| 1キロワット時につき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
|------------|--------------------|
- (3) 業務用ウィークエンド電力
- イ 基本料金  
基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。
- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 契約電力1キロワットにつき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
|---------------|--------------------|
- ロ 電力量料金  
電力量料金は、その1月の休日扱い日平日別の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
- (イ) 休日扱い日
- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 夏季 1キロワット時につき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
|---------------|--------------------|
- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| その他季 1キロワット時につき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
|-----------------|--------------------|
- (ロ) 平日
- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 夏季 1キロワット時につき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
|---------------|--------------------|
- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| その他季 1キロワット時につき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
|-----------------|--------------------|
- 2 その他
- イ 業務用季節別時間帯別電力および業務用ウィークエンド電力のお客さまは、契約期間満了に先だつて、原則として業務用電力に需給契約を変更することはできません。
- ロ 業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力から業務用電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力に需給契約を変更することはできません。

### III. 業務用特別高圧電力

(特別高圧電力 A, 特別高圧季節別時間帯別電力 A)

#### 1 供給電圧

供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力	10,000 キロワット未満	標準電圧	20,000 ボルト
契約電力	10,000 キロワット以上	標準電圧	60,000 ボルト
	50,000 キロワット未満		
契約電力	50,000 キロワット以上	標準電圧	140,000 ボルト

## 2 料金

基本料金および電力量料金は、契約種別に応じ、次のとおりといたします。

### (1) 特別高圧電力 A

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
---------------	--------------------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

### (2) 特別高圧季節別時間帯別電力 A

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
---------------	--------------------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

##### (イ) ピーク時間

1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
------------	--------------------

##### (ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

##### (ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
------------	--------------------

## 3 その他

イ 特別高圧季節別時間帯別電力 A のお客さまは、契約期間満了に先だって、原則として特別高圧電力 A に需給契約を変更することはできません。

ロ 特別高圧季節別時間帯別電力 A から特別高圧電力 A に変更された後1年に満たないお客さまについては、特別高圧季節別時間帯別電力 A に需給契約を変更することはできません。

## IV. 産業用高圧電力

（高圧電力、高圧季節別時間帯別電力、高圧ウィークエンド電力、高圧電力 S、高圧季節別時間帯別電力 S、高圧ウィークエンド電力 S）

### 1 契約電力が500キロワット以上の場合

#### (1) 料金

基本料金および電力量料金は、契約種別に応じ、次のとおりといたします。

#### イ 高圧電力

##### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
---------------	--------------------

##### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

- ロ 高圧季節別時間帯別電力
- (イ) 基本料金  
基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。
- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 契約電力1キロワットにつき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
|---------------|--------------------|
- (ロ) 電力量料金  
電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。
- a ピーク時間
- |            |                    |
|------------|--------------------|
| 1キロワット時につき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
|------------|--------------------|
- b 昼間時間  
昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 夏季 1キロワット時につき   | 需給契約書の定めのとおりといたします |
| その他季 1キロワット時につき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
- c 夜間時間
- |            |                    |
|------------|--------------------|
| 1キロワット時につき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
|------------|--------------------|
- ハ 高圧ウィークエンド電力
- (イ) 基本料金  
基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。
- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 契約電力1キロワットにつき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
|---------------|--------------------|
- (ロ) 電力量料金  
電力量料金は、その1月の休日扱い日平日別の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
- a 休日扱い日
- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 夏季 1キロワット時につき   | 需給契約書の定めのとおりといたします |
| その他季 1キロワット時につき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
- b 平日
- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 夏季 1キロワット時につき   | 需給契約書の定めのとおりといたします |
| その他季 1キロワット時につき | 需給契約書の定めのとおりといたします |

## 2 契約電力が500キロワット未満の場合

- (1) 料金  
基本料金および電力量料金は、契約種別に応じ、次のとおりといたします。
- イ 高圧電力S
- (イ) 基本料金  
基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。
- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 契約電力1キロワットにつき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
|---------------|--------------------|
- (ロ) 電力量料金  
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 夏季料金 1キロワット時につき   | 需給契約書の定めのとおりといたします |
| その他季料金 1キロワット時につき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
- ロ 高圧季節別時間帯別電力S
- (イ) 基本料金  
基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。
- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 契約電力1キロワットにつき | 需給契約書の定めのとおりといたします |
|---------------|--------------------|
- (ロ) 電力量料金  
電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。
- a ピーク時間

1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
------------	--------------------

- b 昼間時間  
昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

- c 夜間時間  
契約電力1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

ハ 高圧ウィークエンド電力 S

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
---------------	--------------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の休日扱い日平日別の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 休日扱い日

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

b 平日

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

3 その他

- イ 高圧季節別時間帯別電力および高圧ウィークエンド電力のお客さまは、契約期間満了に先だって、原則として高圧電力に需給契約を変更することはできません。また、高圧季節別時間帯別電力 S および高圧ウィークエンド電力 S のお客さまは、契約期間満了に先だって、原則として高圧電力 S に需給契約を変更することはできません。

- ロ 高圧季節別時間帯別電力および高圧ウィークエンド電力から高圧電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、高圧季節別時間帯別電力に需給契約を変更することはできません。また、高圧季節別時間帯別電力 S および高圧ウィークエンド電力 S から高圧電力 S に変更された後1年に満たないお客さまについては、高圧季節別時間帯別電力 S に需給契約を変更することはできません。

V. 産業用特別高圧電力

(特別高圧電力 B, 特別高圧季節別時間帯別電力 B)

1 供給電圧

供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力	10,000 キロワット未満	標準電圧	20,000 ボルト
契約電力	10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧	60,000 ボルト
契約電力	50,000 キロワット以上	標準電圧	140,000 ボルト

2 料金

基本料金および電力量料金は、契約種別に応じ、次のとおりといたします。

(1) 特別高圧電力 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
---------------	--------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(2) 特別高圧季節別時間帯別電力 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
---------------	--------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
------------	--------------------

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
------------	--------------------

3 その他

イ 特別高圧季節別時間帯別電力 B のお客さまは、契約期間満了に先だって、原則として特別高圧電力 B に需給契約を変更することはできません。

ロ 特別高圧季節別時間帯別電力 B から特別高圧電力 B に変更された後1年に満たないお客さまについては、特別高圧季節別時間帯別電力 B に需給契約を変更することはできません。

## VI. 臨時電力

(臨時電力 A, 臨時電力 B)

1 適用範囲、契約電力および料金

適用範囲、契約電力および料金は、契約種別に応じて、次のとおりといたします。

(1) 臨時電力 A

イ 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する場合に適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合は、旧一般電気事業者と同様の方法によって算定された値といたします。この料金表の実施時における旧一般電気事業者の契約電力の算定方法は別表5の通りであり、旧一般電気事業者が契約電力の算定方法を変更した場合には、変更後の算定方法によるものとします。

ハ 料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につきそのお客さまの常時供給分の該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、そのお客さまの常時供給分の該当料金の半額に20パーセントを割増したものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金 電力量料金は、そのお客さまの常時供給分の該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。

(2) 臨時電力 B

イ 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する場合に適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合は、旧一般電気事

業者と同様の方法によって算定された値といたします。この料金表の実施時における旧一般電気事業者の契約電力の算定方法は別表 5 の通りであり、旧一般電気事業者が契約電力の算定方法を変更した場合には、変更後の算定方法によるものとします。

ハ 料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につきそのお客さまの常時供給分の該当料金の 20 パーセントを割増したものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、そのお客さまの常時供給分の該当料金の半額に 20 パーセントを割増したものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、そのお客さまの常時供給分の該当料金の 20 パーセントを割増したものを適用いたします。

## VII. 特別高圧臨時電力

(臨時電力 A, 臨時電力 B)

### 1 適用範囲, 契約電力および料金

適用範囲および料金は、契約種別に応じて、次のとおりといたします。

(1) 臨時電力 A

イ 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する場合に適用いたします。

ロ 料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につきそのお客さまの常時供給分の該当料金の 20 パーセントを割増したものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、そのお客さまの常時供給分の該当料金の半額に 20 パーセントを割増したものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、そのお客さまの常時供給分の該当料金の 20 パーセントを割増したものを適用いたします。

(2) 臨時電力 B

イ 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する場合に適用いたします。

ロ 料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につきそのお客さまの常時供給分の該当料金の 20 パーセントを割増したものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、そのお客さまの常時供給分の該当料金の半額に 20 パーセントを割増したものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、そのお客さまの常時供給分の該当料金の 20 パーセントを割増したものを適用いたします。

## VIII. 自家発補給電力

(自家発補給電力 A, 自家発補給電力 B)

### 1 業務用自家発補給電力

(自家発補給電力 A)

(1) 料金

イ 基本料金

基本料金は、需給契約書に定める料金を適用いたします。また、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月



に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

b a以外の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

2 産業用自家発補給電力

(自家発補給電力 B)

(1) 料金

イ 基本料金

基本料金は、需給契約書に定める料金を適用いたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

a 契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
---------------	--------------------

b 契約電力が500キロワット未満の場合

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
---------------	--------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

(a) 契約電力が500キロワット以上の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(b) 契約電力が500キロワット未満の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

b a以外の場合

(a) 契約電力が500キロワット以上の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(b) 契約電力が500キロワット未満の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

IX. 特別高圧自家発補給電力

(自家発補給電力 A, 自家発補給電力 B)

1 業務用特別高圧自家発補給電力

(自家発補給電力 A)

(1) 料金

イ 基本料金

基本料金は、需給契約書に定める料金を適用いたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

す。

a 定期検査または定期補修による場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

b a以外の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

## 2 産業用特別高圧自家発補給電力

(自家発補給電力B)

### (1) 料金

イ 基本料金

基本料金は、需給契約書に定める料金を適用いたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

b a以外の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

## X. 予備電力

(予備電力A, 予備電力B)

### 1 適用範囲および料金

適用範囲および料金は、契約種別に応じ、次のとおりといたします。

#### (1) 予備電力A

イ 適用範囲

契約カテゴリが業務用高圧電力のお客さまに適用いたします。

ロ 料金

(イ) 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、需給契約書に定める料金を適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

#### (2) 予備電力B

イ 適用範囲

契約カテゴリが産業用高圧電力のお客さまに適用いたします。

ロ 料金

(イ) 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、需給契約書に定める料金を適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

## XI. 特別高圧予備電力

(予備電力A, 予備電力B)

### 1 適用範囲および料金

適用範囲および料金は、契約種別に応じ、次のとおりといたします。

- (1) 予備電力 A
- イ 適用範囲  
契約カテゴリが業務用特別高圧電力のお客さまに適用いたします。
- ロ 料金
- (イ) 基本料金  
基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、需給契約書に定める料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの損失率で修正したものといたします。
- (ロ) 電力量料金  
電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの損失率で修正したものといたします。  
なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。
- (2) 予備電力 B
- イ 適用範囲  
契約カテゴリが産業用特別高圧電力のお客さまに適用いたします。
- ロ 料金
- (イ) 基本料金  
基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、需給契約書に定める料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの損失率で修正したものといたします。
- (ロ) 電力量料金  
電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの損失率で修正したものといたします。  
なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

## 附則

- 1 この料金表の実施期日  
この料金表は、令和5年4月1日から実施いたします。
- 2 標準周波数についての特別措置  
託送供給等約款附則2（標準周波数についての特別措置）にしたがい、需給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。  
新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市
- 3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置  
託送供給等約款附則〔（受電電気方式、供給電気方式、受電電圧および供給電圧についての特別措置）〕にしたがい、供給電気方式および供給電圧については、一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、交流3相3線式標準電圧3,000ボルト、10,000ボルトまたは30,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、3,000ボルトで供給を行うときには高圧で電気の供給を受ける場合に、10,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を行うときには特別高圧20,000ボルトで電気の供給を受ける場合に、準ずるものといたします。

別表

1 燃料費調整

(1) 用語の定義

次の言葉は、それぞれ次の意味で使用いたします。

「貿易統計」

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

「平均燃料価格算定期間」

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(2) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

石炭換算値1トン当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 1.0000$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1トン当たりの平均燃料価格が23,400円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価 (税込)} = (23,400 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times ((3) \text{の基準単価} / 1,000)$$

(ロ) 1トン当たりの平均燃料価格が23,400円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価 (税込)} = (\text{平均燃料価格} - 23,400 \text{円}) \times ((3) \text{の基準単価} / 1,000)$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日ま

	での期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(イ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(3) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

高圧のお客さま

1キロワット時につき	41 銭 8 厘
------------	----------

特別高圧のお客さま

1キロワット時につき	40 銭 9 厘
------------	----------

2 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

- (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校、寺院およびこれに準ずるもの

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

- (ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

3 負荷設備の入力換算容量

- (1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

入力（ワット）＝管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント

ロ ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換算容量 (入力 [ワット])
3,000	30
6,000	60
9,000	100
12,000	140
15,000	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量 (入力〔ワット〕)
999 以下	40
1,149 以下	60
1,556 以下	70
1,759 以下	80
2,368 以下	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量 (入力〔ワット〕)
40 以下	50
60 以下	70
80 以下	90
100 以下	130
125 以下	145
200 以下	230
250 以下	270
300 以下	325
400 以下	435
700 以下	735
1,000 以下	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力〔キロワット〕) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力〔ワット〕) は、換算率 133.0 パーセントを乗じたものといたします。

ロ 3 相誘導電動機

契約負荷設備	換算容量 (入力〔キロワット〕)
低圧誘導電動機	出力 (馬力) × 93.3 パーセント
	出力 (キロワット) × 125.0 パーセント
高圧誘導電動機	出力 (馬力) × 87.8 パーセント
	出力 (キロワット) × 117.6 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置	/	/	定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95 キロボルトピーク 以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過	1.5
		30 ミリアンペア以下	

		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク超過 125 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルトピーク超過 150 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3



- (4) 電気溶接機  
 電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。
- イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合  
 $\text{入力（キロワット）} = \text{最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）} \times 70 \text{ パーセント}$
  - ロ イ以外の場合  
 $\text{入力（キロワット）} = \text{実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）} \times 70 \text{ パーセント}$
- (5) その他
- イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
  - ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
  - ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

4 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は、次の算式によって算定された値といたします。

- (1) Δまたは Y 結線の場合  
 $\text{群容量} = \text{単相変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 3$
- (2) V 結線（同容量変圧器）の場合  
 $\text{群容量} = \text{単相変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 2 \times 0.866$
- (3) 変則 V 結線（異容量変圧器）の場合  
 $\text{群容量} = \text{電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）} - \text{電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）} + \text{電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 2 \times 0.866$

5 契約電力の算定方法

臨時電力のお客さまで、契約電力が 500 キロワット未満の場合の契約電力は、次の(1)の値と(2)の値のうち、いずれか小さいものといたします。

- (1) 契約負荷設備によってえた値  
 契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 3 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を別表 2 [契約負荷設備の総容量の算定] (1)（この場合、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。）に準じて算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量はハによって算定し、ロの係数を乗じないものといたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

ただし、電灯または小型機器は、その全部を 1 台の契約負荷設備とみなします。

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
次の 100 キロワットにつき	70 パーセント
次の 150 キロワットにつき	60 パーセント
次の 200 キロワットにつき	50 パーセント
500 キロワットをこえる部分につき	30 パーセント

- ハ 最大電流を制限できる遮断器等を施設される場合は、次により算定いたします。この場合、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。

- (イ) 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合  
 $\text{遮断器等の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1/1,000$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(ロ) 交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

遮断器等の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1 / 1,000

(2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量 (単相変圧器を結合して使用する場合は、別表 4 [契約受電設備容量の算定] によって算定された群容量によります。) と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力 (出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 3 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。) との合計 (この場合、契約受電設備の総容量については、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。) に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント
次の 50 キロワットにつき	70 パーセント
次の 200 キロワットにつき	60 パーセント
次の 300 キロワットにつき	50 パーセント
600 キロワットをこえる部分につき	40 パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- イ 2 次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
- ロ 2 次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
- ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の 2 次側に接続されている変圧器(ロに該当する変圧器の 2 次側に接続されている変圧器を除きます。)
- ニ 予備設備であることが明らかな変圧器